



編集：日本弁護士連合会
国際室
03(3580)9741

No. 10

国際室の近況

最近の国際室の毎日を語ります。外弁法関係の会規が総会で承認されてほっとする暇もなく、関連の届け出や外国法共同事業の表示規則を作成する。他方で、大韓弁護士協会との交流会の準備に追われ、来年のC C B E と中華全国法律協会とのセミナー、I B A と共に競争法カンファレンスの計画を立て、アルブル国連人権高等弁務官との意見交換会を準備し、カナダ大使館での受刑者と法制度に関するセミナー等へ参加し、カンボディア王国弁護士会

プロジェクトで弁護士の養成に助力し、モンゴルからの研修受け入れをサポートする。毎日のように外国からのレターや訪問に対応する。海外の出張も、アトランタ、ワシントンD C 、オークランド、北京、ソウル、プロンペンに及ぶ。執行部、国際3委員会をお手伝いして日弁連の国際活動を事務局として支えスムーズな国際関係を築くべく活動する。国際課と協働して、チームワークで仕事をこなしている。これが忙しいけれど国際社会の息吹と世界の中の日弁連を肌で感じる、やりがいのある国際室の仕事です。こうした仕事をしてみたいという方を求めています。

(国際室室長 矢吹公敏)

韓国でも大規模な司法改革が進行中

第18回
大韓弁協交流会

去る12月3日から5日、朴在承(パク・ジェスン)大韓弁護士協会会長をはじめとする大韓弁協の理事者ら総勢14名が訪日し、日弁連との第18回定期交流会が行われた。両会の協力と交流の活性化を目的として、1978年以来執行部同士の交流として隔年毎に相手国を訪問するかたちで行われてきたこの交流会も、ここ2~3年は両国においてともに司法制度改革が進行中だということもあって、実務的な意見交換の様相を強めてきていた。

このため、12月3日正午ころ大韓弁協の皆さんのが羽田空港に降り立つと、例年ならずは都内観光となるところ、今年はその足で早稲田大学法科大学院に向かって授業見学や法科大学院教員との意見交換を行い、次には、(財)日弁連法務研究財団において、法科大学院の認証評価をめぐって日韓双方の出席者が予定された時間を目いっぱい使って発言の機会を奪い合うような討論・質疑応答が行われた。というのも、目下韓国では、すでに導入が決まった法科大学院を、大学の学部レベルの法学部を廃し、教員の大半を実務家教員が務めるタイプのものにするか否か(言い換えれば、純米国式のロースクールにする



左から朴在承会長、梶谷剛会長、朴泰範副会長

か否か)をめぐって、司法改革推進機構と大韓弁協の意見が対立しているからである(大韓弁協は「教員の大半を実務家教員にするのでなければ意味がない」と強く主張していた)。

翌12月4日の意見交換会においても、書面による友好交流強化協議書締結の後、前日の討論の余韻を引き継ぎ、法科大学院のあり方をはじめとする司法改革諸課題をめぐって熱い議論が戦わされた。また、その後の懇親会でも論議は尽きることなく、今年の定期交流会は極めて充実し、白熱したものだった。

(川口)

アルブル国連人権高等弁務官が初来日・日弁連を訪問

日弁連の国際人権活動に熱い期待を表明

本年7月に、カナダの最高裁判所判事から転身して第4代国連人権高等弁務官に着任したルイーズ・アルブル弁務官が、日本政府の招聘により来日し、短期滞在の多忙なスケジュールのなか、11月8日、日弁連を訪問した。日弁連は、国連経済社会理事会の協議資格を有するNGOとして、国連による国際人権活動に積極的に参加してきた立場から、かねてより、同弁務官の訪日、来会を要請してきた。とりわけ、今回の同弁務官



ルイーズ・アルブル国連人権高等弁務官

の訪日は、今夏、日弁連を代表して国連人権小委員会に参加中の弁護士が、直接同弁務官に面会して訪日を強く要請したことがきっかけとなって実現したことが、同弁務官と梶谷会長との面談の際に、同弁務官自身の口から紹介され、日弁連の人権NGOとしての活動に対する敬意が表明された。

同弁務官は、この日、同行者のメアリー・フィクス弁務官上級アドバイザー、白石理国連人権高等弁務官事務所人権担当官と共に梶谷会長と懇談を行ったほか、国際人権問題委員会及び人権擁護委員会の弁護士を中心に、自由権規約第一選択議定書批准、独立した国内人権機関の設置、法曹に対する人権教育の実施という、三つの課題について活発な意見交換を行った。同弁務官は、日弁連がこれらの三課題

I B A (国際法曹協会)・日弁連共催 競争法カンファレンス2005

- 開催日：2005年4月20日(水)、21日(木)
- 運用語：日本語・英語(同時通訳有)
- 主なテーマ(現段階の予定であり、変更の可能性があります)：
 - 「日本における独占禁止法の進展」
 - 「拡大EUにおける競争法と政策」
 - 「合併規制：欧州、米国、日本における最近の動向」
 - 「反カルテル規制：グローバルな課題」
 - 「アジア太平洋地域における進展」
- 対象：会員、研究者・学生、一般
- 申込方法等：申込方法及び参加費については、HP等にてお問い合わせください。

「新・I B A」と日弁連

本年10月24日から29日まで、ニュージーランドのオークランドにおいて、I B A 大会が開催された。本年の大会は、1947年の発足以降拡大してきた組織を目的に即して改編し、規約も新たにする記念すべきものであり、日弁連もI B A 理事に加えて田中宏副会長(札幌)の派遣を決定するなど、積極的な参加姿勢を見せた。

I B A の主な活動目的は、世界の弁護士会間の情報交換、司法及び弁護士業務の独立の支援、弁護士による人権擁護活動の支援、及び法の支配の確立である。これらをより確実に果たすために大幅な組織変更が検討されていたところ、本年の大会より、商業法律業務を中心に扱うL P D (Legal Practice Division)と公益活動、専門職業利益、及び弁護士会活動を扱うP P I D (Public and Professional Interest Division)に大別されることとなったのである。さらに重要なことは、P P I D 内に、世界の弁護士会に共通する問題を扱うB I C (Bar Issues Commission)が設置され、その議長として、日弁連選出のI B A 理事である川村明弁護士(第二東京)が選出されたことである。

日弁連は、組織改編の機に、アジア太平洋地域の中心としてより積極的にI B A 活動に関わっていく方針をとり、同弁護士を推薦したのであるが、この姿勢はI B A に大変歓迎され、期待を持って迎えられた。オークランドでは、この期待に応える意味も込めてレセプションを開催し、I B A 会長をはじめ多くの関係者の参加を得た。

日弁連における今後のI B A 活動に最も求められるものは、裾野の拡大である。一人でも多くの会員がI B A 活動のダイナミズムを体験してその重要性を認識し、将来の活動の中心を担っていただきたいと願っている。会員の皆様、来年4月のI B A ・日弁連共催競争法カンファレンス、及びプラハ年次大会に是非ご参加を！



日弁連レセプション

を国際人権活動の中心に据えていることはきわめて効果的な戦略であると述べ、さらなる日弁連の取り組みに期待を寄せた。意見交換の中では、同弁務官のカナダにおける裁判官としての経験に基づく話も紹介されたほか、日本がアジア太平洋地域において人権分野のリーダーとなっていくために日弁連が政府に働きかけを行っていくこと、さらには、日本の弁護士が国連人権高等弁務官事務所で働くことへの期待も語られた。

(大谷)

ABA年次総会 in アトランタ 世界最大の規模で開催

2004年8月6日から9日にかけて、下條正浩会員(外国弁護士及び国際法律業務委員会委員長)、山岸和彦会員(国際刑事立法対策委員会)に随行し、米国ジョージア州アトランタで開催された米国法曹協会(ABA)年次総会に出席した。ABAは米国における任意の法曹団体であり、年次総会は、1万8000人の弁護士が集まって200以上のプログラムに参加する大イベントである。ABAは、世界各国の弁護士会を年次総会に招待しており、このイベントは各国弁護士会の国際的なネットワークの場にもなっている。ゲートキーパー問題に関するパネルディスカッションでは、5カ国の代表が各国の現状について情報を交換した。日本からは山岸会員がパネリストとして参加された。フロアにもヨーロッパや中南米各国の弁護士会の役員が出席しており活発な議論が行われた。

国際的な人権問題としては、ゲンタナモ基地における敵性戦闘員の人権問題が取り上げられた。ゲンタナモには米国人だけでなく外国人も拘留されているため、米国外の弁護士会も関心を有している。この会議に参加した26カ国の弁護士会代表が米国政府に対する抗議文を採択するという成果を挙げた。

法律サービスの自由化に関する国際問題については、欧州の弁護士会が米国各州の弁護士会と率直な意見交換をしていた。わが国はこれまで外弁問題について外国からの圧力に受け身で対応してきたが、今後は国際的な議論に参加すべきであるという印象を持った。この総会については、日弁連新聞12月号の外弁委員会ニュースに下條会員による報告が掲載されているので、ご参照されたい。(片山)

LAWASIA クアラルンプールで理事会

日弁連が団体会員であるローエイシアの理事会が10月9日、マレーシアのクアラルンプールに所在するホテル日航で行われた。

理事会は多くの場合、会員である地元弁護士会の行事と並行して開催され、理事会参加者と地元弁護士との交流が行われる。今回も、マレーシア弁護士会の隔年に行われる重要行事のビジネス・ロー・コンファレンスと並行して行われており、理事会に先立ち同コンファレンスの開会式にVIPとして招待され、スルタン臨席のもとで厳粛に行われる開会式に参加した。理事会は、ホテルの会議室に各国代表が集まり、円卓で討議をするが、インフォーマルで家族的雰囲気のもとで自由活発な議論がなされ、インドのサンギ会長が議長として必要な決議をしながら取りまとめがなされていく。英語が公式言語であるが、インド英語、オーストラリア/ニュージーランド英語、その他ローカル言語の影響の強い英語が飛び交い、これぞ国際会議であるという印象である。

理事会終了後の夕方には、イギリスの影響と思われる「ハイ・ティー」を楽しんだ。ハイ・ティーは、マレーシアが世界一の高さを誇っているツインタワー

ーのビルの最上階の、ガラスぱりで眼下に緑美しい町並み、広大な熱帯樹林の見渡せる会員制レストランでふるまわれ、懇親を深めることができた。

アジアの弁護士の共通の問題の解決、法の支配の浸透のための活動が真面目に論じられるが、理事会、関連行事を通じて同じプロフェッショナルである者同士の国境を越えた連帯感が醸成され、同志意識が芽生えるのが理事会の最大の成果のように感じる。短期間であるが、有意義な機会であった。

(ローエイシア日本代表理事 内田晴康)

2005年3月21日～25日
第19回ローエイシア(LAWASIA)大会
がオーストラリア・ゴールドコースト
にて開催されます。

詳細はこちら

<http://www.lawasiadownunder.com/welcome/index.htm>

POLA 2004 in 北京 歓迎！国際会議

2004年9月、第15回アジア弁護士会会長会議(POLA)が北京にて開催された(会議内容については、すでに日弁連新聞No.369に掲載されているので省略する)。

今回、会場となるホテルがなかなか決まらなかつたが、中国側の説明では、この時期、北京で大規模な国際会議が数多く開催されており、ホテル確保が難しいとのことだった。たしかに、どのホテルにも「歓迎 国際会議」とかいう大きな看板がかかっている。

POLA会議では、メイン会議の他に中国国家機関への表敬訪問が数多く設定されており、そのほとんどは人民大会堂(よく首相会談等でテレビに映る、天井が高く、巨大な絵が飾られ、豪華な模様の入ったふかふかの絨毯が敷き詰められた、あの建物)にて行われた。入れ替わり立ち替わり各機関のトップが現れ、中国の国家制度・司法制度について蕩々と説明していく。恐らく、他の大規模国際会議の参加者も、こういった関係機関への訪問がアレンジされ

ていたのではないか。3年後にオリンピックという世界的イベントを控えた中国が、多くの国際会議を招聘し、世界に対して積極的に自国のアピールに努めている姿勢が見て取れる。(余談だが、表敬訪問先ではいつも熱い茉莉花茶が供される。食器を恭しく捧げた給仕が2名現れて、上座からお湯をついでいくのだが、その後にコーラと、そして昼間でもビールが配されることに驚いた)

中国の物価の高低差は非常に大きく、外国製品や観光客向けの土産物などは、下手すると日本より高



人民大会堂での会見

表敬訪問・懇談(2004年後期)

コペンハーゲン大学法学部教授(7月6日)

メス・ボイド・アナセン教授と懇談し、同教授の法律実務に関する調査に協力。

大韓民国裁判官(7月8日)

金相佑裁判官ほか4名が、日本の司法制度研究のため来日し、日弁連にて懇談。

東南アジア青年の船(9月2日)

内閣府青年国際交流事業である標記事業参加青年16名と、日本の司法制度について懇談。

台湾高等法院法官(9月3日)

陳駿壁法官ほか3名と、日本の裁判員制度や民事訴訟制度について懇談。

カンボジア王立司法官職養成校(9月9日)

キム・サタヴィ校長ほか5名と、カンボジア王国弁護士会司法支援プロジェクトについて懇談。

東ティモール司法関係者(9月15日)

ディリ地方裁判所検事長ビセンテ・フェルナンデス・エ・ブリト氏ほか4名が来日し、梶谷会長が表敬訪問を受けた。

台湾法務部検察官(10月18日)

周章欽台湾高等法院・雄分院検察署主任検察官ほか3名が来日し、日弁連にて懇談。

ドイツ連邦共和国裁判官(10月27日)

デルテ・リープレヒト裁判官が本邦裁判所での研修のため来日し、裁判の迅速化等につき懇談。

国連人権高等弁務官(11月8日)

ルイス・アルブル国連人権高等弁務官が、日弁連会員と自由権規約第一選択議定書批准問題等につき意見交換を行うことなどを目的に来日し、梶谷会長が表敬訪問を受けた。

レバノン共和国弁護士(11月24日)

ジョルジュ・ヒアム・マッラート弁護士と、日本の司法制度について懇談。

中国刑事訴訟法制度研究訪日団(11月26日)

陳光中中国政法大学終身教授ほか7名と、刑事事件における証拠開示及び取り調べの可視化等につき懇談。

中国広東省法律援助処(12月1日)

黄武秘書長ほか6名と、日本の公設事務所制度や法律扶助制度等について懇談。

ジンバブエ共和国法律協会(12月2日)

ジェームズ・プリンス・ムティズワ副会長が来日し、日弁連にて懇談。

マカティ・ビジネス・クラブ会長(フィリピン)

(12月8日)

リカルド・ロムロ会長が来日し、日本の法科大学院制度等について懇談。

い。都市部の平均月収が800元(約1万1200円)そこそこと言われるなかで、日本と変わらない価格のデパートには人があふれ、貧富の差(国有部門と私有部門の格差の広がり)は激しい。大規模なビルが建ち並ぶ半面、故宮の壁沿いの崩れ落ちそうな土づくりの家の奥から、夕飯の支度をする音が聞こえてくる。オープンカフェに並べられた10元(約140円)のイタリアンジェラートの後ろで、5角(約7円)の饅頭が売られている、そんな光景を目にして、変わりゆく中国を実感した。(新井田)

中国で、 中・日・韓弁護士団碁大会

全国中華律師協会主催で10月9～15日、中国の重慶市郊外で、第1回の中・日・韓弁護士団碁大会が開催され、日弁連からは、法曹団連盟の協力の下、鬼追明夫会員を団長に7名の会員が参加した。これは、同協会主催の第6回中国法律師団碁大会を兼ねて行われたもので、110名の中国法律師が集う大規模な大会であった。なお、試合は、国別対抗戦ではなく、今回は優勝国は決定されなかった。